平成２２年（フ）第９５２号
大阪府岸和田市春木泉町１番21―402号
債務者　川島　敏雄
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
大阪府和泉市唐国町２丁目11番10―802号、前住所大阪府河内長野市北青葉台52番７号
債務者　野澤　律子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
栃木県宇都宮市平松本町748番地１
債務者　古場喜代子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０号
栃木県那須塩原市塩原1100番地１　市営塩原古町団地Ｂ―10号
債務者　中山義孝こと　金　　義孝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８３８号
栃木県宇都宮市関堀町656番地１　コンフォート102
債務者　小金澤知由
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４０号
栃木県宇都宮市野沢町105番地　県営野沢住宅５号棟45号室、前住所栃木県宇都宮市上金井町585番地25
債務者　稲川美津枝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４１号
栃木県宇都宮市上戸祭町2989番地57　クレストハイム205、前住所栃木県宇都宮市今泉３丁目２番17号
債務者　三部　康秋
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４３号
栃木県鹿沼市千渡2314番地　レジデンスＫＡＷＡＴＡ202号
債務者　厚木　和幸
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８４４号
横浜市戸塚区汲沢６丁目20番９号
債務者　堤　　健太
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８６号
神奈川県大和市深見西２丁目４番25号　レオパレス富士101号
債務者　長峯　雅志
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４２号
栃木県さくら市氏家3450番地108　コーポグリーンウォール201、前住所栃木県さくら市氏家3187番地７
債務者　渡邊　哲夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４６号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目43番地８　プレステージ簗瀬505号、前住所栃木県宇都宮市平松本町75番地１
債務者　古田島清尚
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４８号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1048番地　スプリングコーポ208
債務者　丸山　榮治
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５０号
栃木県鹿沼市上殿町819番地10　ビィラージュ・エスポワールＡ棟、前住所栃木県鹿沼市下武子町188番地140
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５４号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原854番地８
債務者　岡田　庄二（旧姓大沼）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係